

## 仙台大学柔道塾保護者会 会則

### (名称及び事務局)

第1条 本会は、仙台大学柔道塾保護者会（以下「保護者会」という。）と称し、事務局を仙台大学柔道塾に置く。

### (目的及び活動)

第2条 保護者会は、仙台大学柔道塾の健全な育成を目的に、次の活動を行う。  
2 仙台大学柔道塾の目的達成のための育成援助  
3 仙台大学柔道塾が参加する交流活動、大会参加への援助  
4 指導者の資質向上のための援助  
5 会員相互の親睦のための活動  
6 その他、目的達成のため必要と認める事項

### (組織)

第3条 保護者会は、仙台大学柔道塾の保護者及び保護者会活動の趣旨に賛同するものをもって組織する。

### (役員)

第4条 保護者会に、会長1名、副会長2名、幹事（若干名）、会計1名、監事2名を置く。（監事は幹事と副会長を兼ねることができる。）  
2 役員は、総会において選出する。  
3 会長は、保護者会を代表し、会務を統括する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (役員任期)

第5条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。  
2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 総会は、年1回開催するものとし、会長が召集する。  
2 総会の議長は、会長をもって充てる。  
3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

### (部会及び顧問)

第7条 保護者会に各役割を担う部会及び助言をいただく顧問を設けることができる。

### (経費及び会計)

第8条 保護者会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。  
2 会費は幼児・小学生・中学生1人あたり年額10,000円とし、前後期の2期に分けて納入する。  
ただし、中学3年生については年額5,000円とし前期で納入する。  
3 年度途中で退会した場合、会費の減額及び返還は行わない。  
4 年度途中で入会する場合の会費は、入会日が前期（4月から9月）である場合は前期分および後期分と、また入会日が後期（10月から3月）である場合は後期分とする。

### (会計)

第9条 保護者会の会計は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### (会則の変更)

第10条 この会則を改正するときは、総会において決める。

### (委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会において別に定める。

### (附則)

この会則は、平成24年6月1日より施行する。  
この会則は、平成25年5月17日より施行する。  
この会則は、平成26年5月20日より施行する。  
この会則は、平成27年4月14日より施行する。  
この会則は、平成28年4月14日より施行する。  
この会則は、平成29年4月25日より施行する。  
この会則は、平成30年4月5日より施行する。